

長岡市まちなか分煙化事業事務取扱要領

- 第1 長岡市分まちなか分煙化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、要綱において市長が別に定める若しくは市長が必要と認める事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。
- 第2 要綱第3条第1項に規定する補助は、当該補助の対象となる費用について、本市の他の補助金の交付を受ける者を除くものとする。
- 第3 要綱第3条に規定する設置費用補助金の申請を行おうとする者は、長岡市まちなか分煙化事業補助金に係る事前相談書（第1号様式。以下「事前相談書」という。）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する事前相談書が提出されたときは、市長は申請場所の現地調査を実施し、分煙施設の計画等について相互確認等を行うものとする。
- 3 第1項に規定する事前相談書は、長岡市まちなか分煙化事業に係る予算が定められた毎年度当初から提出できるものとする。
- 第4 設置費用補助金の申請を行おうとする者は、市長が毎年度、別に定める時期までに、長岡市まちなか分煙化事業補助金に係るエントリー票（第2号様式。以下「エントリー票」という。）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項のエントリー票の提出があったときは、書類確認及び事前相談を踏まえ、分煙施設の設置場所において次の各号に掲げる項目を考慮し、エントリー票を提出した者（以下「エントリー票提出者」という。）について順位を定め、予算の範囲内で、順位の高い者から補助金の対象（以下「補助対象」という。）と決定し、長岡市分まちなか分煙化事業補助対象通知書（第3号様式。以下「補助対象通知書」という。）によりエントリー票提出者に通知することとする。
- (1) 長岡駅から設置場所までの距離
- (2) 施設設置場所
- (3) 施設の収容人数
- 第5 市長は、前条第2項により補助対象とならなかったエントリー票提出者を補助対象の補欠とすることができる。補欠としたときは、補欠順位を付して長岡市まちなか分煙化事業補助対象(補欠)通知書(第4号様式)によりエントリー票提出者に通知する。
- 2 補欠の期間は、当該年度の末日までとする。
- 第6 補助対象通知後の分煙施設設置場所等の変更は認めない。ただし、既に提出したエントリー票と同一の敷地内で、第4条第2項の順位の決定に影響がない場合を除く。
- 第7 補助対象通知後、補助対象を辞退するときは、長岡市まちなか分煙化事業補助金対象辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の辞退は、補助対象の通知を受けた日から15日を経過した日までに行うものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助対象となったことが判明したとき。
- (2) 事前相談書またはエントリー票の記載内容その他補助対象決定の基礎となる重要な内容において、事実と異なることが判明したとき。
- (3) 第1項の補助対象辞退届が提出されたとき。
- (4) その他補助対象とすることが適当でない認められたとき。
- 4 市長は、前項の規定により補助対象の取消しをした場合、長岡市まちなか分煙化事業補助金対象取消通知書(第6号様式)により補助対象を辞退した者に通知する。

- 第8 補欠を辞退するときは、長岡市まちなか分煙化事業補助金対象(補欠)辞退届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補欠を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補欠となったことが判明したとき。
 - (2) 事前相談書またはエントリー票の記載内容その他補欠決定の基礎となる重要な内容において、事実と異なることが判明したとき。
 - (3) 前項の補助対象(補欠)辞退届が提出されたとき。
 - (4) その他補欠とすることが適当でないと思われたとき。
- 3 市長は、前項の規定により補欠の取消しをした場合、長岡市まちなか分煙化事業補助金対象(補欠)取消通知書(第8号様式)により補欠を辞退した者に通知する。
- 第9 市長は、第7条の規定による補助対象の辞退、取り消し、要綱第13条の規定による交付申請の取下げ等により補助対象が減少した場合は、補欠順位順に繰り上げ、補助対象とし、補助対象通知書によりエントリー票提出者に通知するものとする。
- 第10 市長は、設置費用補助金交付決定者から要綱第10条に規定する設置実績報告を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 支払証拠書類の写しの支出内容が要綱第5条に規定された補助対象経費であること。
 - (2) 支払証拠書類の写しの日付が要綱第3条第4項に規定された期間内であること。
 - (3) 交付決定に際して市長が認めた補助事業の額に相当する支払証拠書類の写しが提出されていること。
 - (4) その他補助事業の執行が適切になされていること。
- 2 写しを提出した支払証拠書類の原本は、設置費用補助金交付決定者において5年間保存する。
- 第11 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。